

埼 公 評 第 5 号  
平成22年 3月10日

埼玉県知事 上 田 清 司 様

埼玉県公共事業評価監視委員会  
会 長 屋 井 鉄 雄

平成21年度再評価を実施する公共事業に係る意見について（通知）

平成21年10月2日付け総技セ第307号、平成21年10月21日付け総技セ第340号及び平成21年12月3日付け総技セ第417号で審議依頼のあった再評価を実施する公共事業に関して、別紙のとおり意見を具申します。



## 平成21年度埼玉県公共事業評価監視委員会意見書

### 1 審議経過

審議依頼を受けた次の16件の公共事業について、埼玉県公共事業評価監視委員会運営要領第4条の規定に基づき審議した。

○審議した公共事業 16件

#### 【内訳】

##### 農林部関係（4件）

- ・ 森林管理道整備事業 1件
- ・ 国営附帯農地防災事業 1件
- ・ 湛水防除事業 1件
- ・ 中山間地域総合整備事業 1件

##### 県土整備部関係（9件）

- ・ 道路改築事業 3件
- ・ 住宅市街地基礎整備事業 1件
- ・ 街路改良事業 1件
- ・ 街路整備事業 4件

##### 都市整備部関係（3件）

- ・ 土地区画整理事業 1件
- ・ 都市公園事業 2件

各公共事業の審議に当たっては、県の担当職員から事業説明を受けた後、審議資料に示されている県の対応方針案の妥当性について審議を行った。

なお、国営附帯農地防災事業1件、道路改築事業1件、土地区画整理事業1件、都市公園事業1件の計4件について、現地調査を実施した。

### 2 審議対象事業に関する意見

審議対象事業について慎重な審議を行った結果、委員会の意見を以下のとおり取りまとめ、埼玉県知事に対し具申するものである。

#### (1) 森林管理道整備事業（事業番号101）

対応方針案である「継続」を了承する。

森林の適正な管理と、森林の多面的機能の発揮を図り、林業の生産性向上に寄与するもので、道路幅員の見直しなどコスト縮減にも配慮しており、事業継続の必要が認められる。

(2) 国営附帯農地防災事業（事業番号102）

対応方針案である「継続」を了承する。

国営事業で実施する基幹農業水利施設の整備と併せて、支線用水路を整備し、水利施設の機能回復と水質改善を図るもので、農業経営基盤の強化のため、事業継続の必要が認められる。

(3) 湛水防除事業（事業番号103）

対応方針案である「継続」を了承する。

排水路の改修により、農作物や宅地等、地域の湛水被害を防止するもので、農地の保全や農業経営の安定化を図るため、早期完成の必要が認められる。

(4) 中山間地域総合整備事業（事業番号104）

対応方針案である「継続」を了承する。

中山間地域において、農業生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、農業体験などを通じて都市住民との交流を進めるもので、農業経営の安定化と地域の活性化を図るため、事業継続の必要が認められる。

(5) 道路改築事業（事業番号201、204、205）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号201：県北東部を東西に横断し、東北自動車道へアクセスする幹線道路であり、県の幹線道路ネットワークの形成と、周辺道路における交通混雑の緩和のため、事業継続の必要が認められる。なお、部分供用区間の評価方法については、引き続き、検討して欲しい。

事業番号204：地域の生活交通と大型車の通過交通が混在して、慢性的な交通混雑が発生しており、バイパス整備による交通混雑の緩和と円滑な交通の確保のため、早期完成の必要が認められる。

事業番号205：市街地を通過する道路で、慢性的な交通混雑が発生しており、バイパス整備による交通混雑の緩和と円滑な交通の確保のため、事業継続の必要が認められる。

(6) 住宅市街地基盤整備事業（事業番号202）

対応方針案である「継続」を了承する。

県南東部地域の骨格をなす道路で、交通渋滞が発生するとともに、周辺の区画整理などにより交通量の増大が見込まれており、県の幹線道路ネットワークの形成と交通量の増大に対応するため、早期完成の必要が認められる。

(7) 街路改良事業（事業番号203）

対応方針案である「継続」を了承する。

東武鉄道2路線が結節していることにより、踏切での遮断時間は極めて長く、慢性的な交通渋滞が発生している。鉄道の高架化による交通の円滑化と分断された市街地の一体化を図ることは重要であり、事業継続の必要が認められる。

(8) 街路整備事業（事業番号206～209）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号206：幅員が狭く、歩道が設置されていない道路であり、交差点改良により交通の円滑化を図り、併せて電線地中化により都市景観の形成及び防災機能の強化を図る重要性は高く、事業継続の必要が認められる。

事業番号207：JR宇都宮線と東武伊勢崎線の2つの踏切が近接しており、鉄道との立体交差化により、慢性的な交通渋滞の解消、歩行者等の安全性の向上を図る重要性は高く、早期完成の必要が認められる。

事業番号208：幅員が狭く、歩道が設置されていない道路であり、通学路における歩行者等の安全確保や、交通渋滞の解消による路線バスの定時性の確保を図る重要性は高く、事業継続の必要が認められる。

事業番号209：駅へのアクセス道路であり、歩道や右折帯の整備を進め、併せて電線地中化による都市景観の形成及び防災機能の強化を図る重要性は高く、事業継続の必要が認められる。

(9) 土地区画整理事業（事業番号301）

対応方針案である「継続」を了承する。

周辺の商業施設開発は活発で、地区内人口は増加傾向にあり、地区内の道路整備や良好な住宅地の供給により、安心安全で快適な市街地の形成を図る必要性は高く、事業継続の必要が認められる。

(10) 都市公園事業（事業番号302、303）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号302：緑豊かな都市環境の形成、住民のレクリエーション需要への対応、防災拠点としての機能など重要な役割を担っており、残事業の用地再取得を早期に完了させる必要が認められる。

事業番号303：樹林や野鳥とのふれあいや、防災拠点としての機能など重要な役割を担っている。地元による公園での活動が活発であり、ランドマークの里山造成に

建設発生土を積極活用するなどコスト縮減にも配慮しており、事業継続の必要が認められる。

なお、間接利用価値の評価結果については、今後も十分検証して欲しい。

また、羽生水郷公園の費用対効果分析の修正による事業継続については、了承した。

### 3 全般に関する意見

#### (1) 評価資料の作成等について

委員会としては、B/Cのみに偏らず、定性的な要素も含めて、適切かつ総合的な評価を行っていきたい。評価資料においては、定性的要素や算定根拠の明示について、さらなる配慮をお願いしたい。

#### (2) 埼玉県型費用対効果評価手法（道路事業）の検討について

道路事業では、事業効果をB/Cにより定量的に評価するだけでなく、貨幣換算できない効果や間接的な効果を、定性的に的確に評価していくことは重要である。事業の上位計画への位置付けといった要素も含めて、評価の更なる適正化を目指して検討を進めて欲しい。